

蟹江町特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成27年11月11日

教委要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の経済的負担を軽減し、また、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費を支給する対象者（以下「支給対象者」という。）は、児童生徒の保護者で、前年世帯の総収入額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づき算定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満の者とする。ただし、同法第13条の規定による教育扶助が行われている者（以下「要保護者」という。）及び要保護者に準ずるものと教育長が認めた者（以下「準要保護者」という。）を除く。

(支給対象経費及び支給額)

第3条 支給対象経費は、学校給食費、修学旅行費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品等購入費とし、支給基準額及び計算方法については、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年文部大臣裁定）に基づき、国が別に定める補助限度額単価に準じて蟹江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(支給の申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会が指定する日までに、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）を、児童生徒が在籍する学校長を経由して教育委員会へ申請するものとする。

(支給の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査の上、可否について学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 就学奨励費の支給は年3回とし、原則として保護者の指定する預金口座に振り込むこととするが、教育委員会が特に必要があると認める場合には、学校長が代理受領することができる。

(報告事項)

第7条 学校長及び保護者は、児童生徒が年度の途中において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

- (1) 児童生徒が転居及び転出等の異動をしたとき。
- (2) 特別支援学級に在籍しなくなったとき。
- (3) 要保護者及び準要保護者になったとき。

(支給決定の取り消し等)

第8条 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したときは、就学奨励費の支給決定を取り消し、保護者に対し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年度就学奨励費から適用する。